<研究組織に研究分担者を加える場合の手続について>

研究組織に研究分担者を加える場合、研究分担者となることの承諾を得る手続を電子申請システムで行います。手続に当たっては、研究代表者、研究分担者、それぞれ次の手続が必要です。

【研究代表者が行うべきこと】

・研究計画調書を所属する研究機関に提出(送信)するまでに、研究代表者は電子申請システムの「応募情報入力画面」の「研究組織」欄に研究組織に研究分担者として加えたい研究者を入力、研究分担者となることを依頼し、承諾を得てください。

【研究分担者となることの依頼を受けた研究者が行うべきこと】

・研究代表者から電子申請システムを通じて研究分担者となることの依頼を受けた場合、承諾する内容を確認の上、「承諾」又は「不承諾」を選択してください。

研究代表者が行う手続	研究分担者が行う手続	研究分担者が所属する 研究機関が行う手続
① 研究分担者になることを依頼 一	▶ ② 研究分担者になることを承諾 —	▼ ③ 研究機関として研究分担者になる ことを承諾
研究分担者になることを依頼する研究 者に、電子申請システムを通じて研究 分担者として参画を依頼	研究代表者から電子申請システムを通じて研究分担者としての参画の依頼を 受け承諾(又は不承諾)を選択	研究分担者が承諾をした情報が電子申請システムを通じて示され、研究機関 としても承諾等の手続きを行う

- ・上記の手続を、**応募書類提出期限の2週間前**を目安として行い、研究組織の構成を終えてください(応募書類提出期限の2週間前を過ぎても手続を行うことはできます。)。なお、所属する研究機関に応募書類を提出(送信)するためには、全ての研究分担者から承諾を得る必要があります。
- ※動作環境、操作方法などの詳細は、電子申請システムの「操作手引」(<u>URL:http://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/topkakenhi/shinsei_ka.html</u>) を参照してください。
- ※研究者が研究分担者となることを承諾した後、研究分担者が所属する研究機関に当該研究分担者の情報が 電子申請システムを通じて示され、所属する研究機関からも承諾等を得る必要があります。

研究分担者が所属する研究機関が承諾等を行わない場合、研究代表者は研究計画調書を研究機関に提出 (送信) することができませんので、提出期限に間に合うよう手続を進めてください。